議事日程第6号

令和5年3月16日(木)

第1 議案上程(議案第1号から第26号まで及び請願第6号) 委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別) 質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

- 第1は議事日程に同じ
- 第2 議案上程(議案第27号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

- 第3 議案上程(議案第28号から第33号まで) 提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第4 議会案上程(議会案第11号及び第12号) 提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第5 継続審査事件の承認
- 第6 議員派遣の件

出席議員(16人)

1番 吉 田 清 孝 2番 古 仲 清 尚 3番 鈴 木 元 章 4番 安 田 健次郎 5番 吉 田 洋 平 6番 蓬 田 司 7番 船木正博 8番 佐藤 誠 9番 畠 山 富 勝 10番 進藤優子 11番 笹川 圭光 12番 太田 穣 13番 三 浦 利 通 15番 田 井 博 之 14番 小 野 肇 16番 小 松 穂 積

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長岩谷一徳

副事務局長 清 水 幸 子 席 主 主 查 中 Ш 祐 司 主 事 菅 原 優 美

地方自治法第121条による出席者

市 長 菅 原広 教 育 長 鈴 木 雅 彦 理 事 佐 藤 透 市民福祉部長 伊 藤 徹 産業建設部長 村 力 田 企画政策課長 杉 本 也 財 政 課 長 鈴 木 健 福 祉 課 長 高 桑 淳 観 光 課 長 長谷部 達 也 病院事務局長 三 浦 大 成 教育総務課長 村 井 千鶴子 監査事務局長 目 黒 一人 企業局管理課長 畠 Щ 隆之 選管事務局長 (総務課長併任)

佐 藤 博 副 市 長 監 査 委 員 鈴 木 誠 総務企画部長 八 端 公 隆 観光文化スホ。一ツ部長 佐 藤 雅 博 業 藤 悦 企 局 長 佐 孝 総 務 課 長 湊 智 志 務 課 長 代 税 佐 藤 静 生活環境課長 淳 佐 藤 農林水產課長 鎌 田 重 美 会計管理者 平 塚 敦 子 学校教育課長 笹 渕 美 穂 聖 徳 農委事務局長 船 木 \equiv ガス上下水道課長 浦 昇

午後 2時09分 開 議

○議長(小松穂積) これより本日の会議を開きます。

〇議長(小松穂積) 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第26号まで及び請願第6号を一括上程

○議長(小松穂積) 日程第1、議案第1号から第26号まで及び請願第6号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求める ことにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長(畠山富勝) 総務委員会に付託になりました、議案第8号、第9号及び 議案第17号並びに請願第6号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第8号男鹿市地域コミュニティセンター設置条例の制定についてであります。

本議案は、市民の主体的なコミュニティ活動を推進し、魅力ある地域社会を形成するための拠点施設として、地域コミュニティセンターを設置するため、本条例を制定するものであります。

本案について、第1点として、委員より、新たな地域支援として配置する集落支援 員の体制について質疑があり、当局から、先月、会計年度任用職員面接試験を行い、 その合格者が令和5年4月から出張所窓口職員として勤務し、その後10月から引き 続き集落支援員として勤務する。採用予定者は、やる気をもって応募しており、年齢 は30歳代から60歳代と幅があるが、それぞれの良さを発揮した活動に期待してい る。また、地域コミュニティセンターにはセンター長及び公民館業務担当職員も配置 するため、それぞれ協力しながら地域支援事業を実施する。との答弁がありました。

第2点として、委員より、新たな地域支援の集会所改修補助事業について、町内会等が所有する集会施設の補修等が対象となるのか。との質疑があり、当局から、自治会や町内会が所有する集会施設はコミュニティ活動推進の場として重要であり、増改

築やバリアフリーに対応した改修の際に支援することで、地域の発展と住民福祉の向上を図るものである。補助対象事業は、既存施設の改修とバリアフリー改修の2本立てで、補助率2分の1、補助額は最大100万円で、過去に類似する補助制度があったが、それよりも手厚い支援内容となっている。なお、当該補助制度の創設は、集会施設改修への支援を求める地域からの多くの声に対応したものである。との答弁がありました。

これに対し、委員より、市民の要望に応えることができる集会所の改修補助事業の 再開は大変喜ばしい。今後は、地域の実情に合致した事業を見極め、より生かしてい くようにしていただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、議案第9号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市地域公共交通網形成計画の基本方針に基づき、新たにスクールバスへの市民混乗を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、男鹿北線スクールバスへの混乗に関する 条例改正だが、今年度で閉校となる潟西中学校区のスクールバスへの市民の混乗の考 えについて質疑があり、当局から、スクールバスが運行するルートの中で、市民混乗 を有効に活用できる路線は、男鹿北線スクールバスのみと認識しており、潟西中学校 区で運行するスクールバスは、市民が目的とする乗降場所と合致していないため、 ニーズはないと考えている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、路線バス事業に福祉施設等を運営する事業者が参入する場合、バス輸送の資格が必要になるか。との質疑があり、当局から、令和5年度に策定する「地域公共交通計画」では、従来の公共交通サービスに加え、市内の多様な輸送資源を最大限活用し、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応するよう、福祉輸送や医療機関のバスの活用も研究しなければならないと考えている。また、福祉及び介護サービス事業者がバス事業を行う場合は、原則、道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となる。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市辺地総合整備計画についてであります。

本議案は、五里合辺地、男鹿中辺地及び真山安全寺辺地に係る市道・橋梁修繕事業 及び集会施設改修事業について、辺地対策事業債を活用するため、本3辺地の総合整 備計画を定めるものであります。

本案について、第1点として、委員より、市内にある七辺地、戸賀、五里合、男鹿中、野石、北磯、南磯、真山安全寺のうち、3辺地のみ整備計画を策定する理由について質疑があり、当局から、令和5年度に市が計画している公共施設の改修及び道路修繕等が、当該3辺地区域内での事業であったため、3辺地の整備計画を策定するものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、辺地対策事業債は、元利償還金の80パーセントが交付税算入される有利な財源であるため、令和6年度以降についても積極的に活用する予定はあるか。との質疑があり、当局から、令和6年度以降については、各種事業を検討する中で、辺地区域内での事業の場合は、辺地債の活用を検討していくこととしている。との答弁がありました。

第3点として、委員より、有効な財源とはいえ、インフラ及び施設等の整備後の維持管理は、将来的に財政面で限界が生じることは想像にかたくない。インフラ、施設等も含めた集約が必要になってくるのではないか。との質疑があり、当局から、この先の人口減少により市税、地方交付税の減収が見込まれている。今後の人口推移を見据え、施設のさらなる集約も意識しながら、令和9年度から10年間の計画となる個別施設計画の第2期マネジメントプランの策定について検討していきたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、請願第6号(仮称)男鹿市人口減少克服行動計画の策定による人口減少対策 の抜本的強化に係る請願についてであります。

本請願は、第2期男鹿市総合戦略において、定住人口に係る数値目標等が設定されていない。本市の人口減少の現状は地区によって大きな違いがあり、地区ごとの実態、特徴、資源等を踏まえ、地区別に数値目標を設定した(仮称) 男鹿市人口減少克

服行動計画を策定し、成果検証をすることが、人口減少対策の推進と克服につながる と考えるため、この計画の策定を求める。というものであります。

委員会での意見としては、第1点として、人口減少対策については市の重要課題と して、様々な機会に議論をし、施策を展開しており、総合戦略等における事業につい て、毎年度課題を整理し、効果検証を行っている。

第2点として、平成27年度策定の男鹿市人口ビジョンでは、市内中学校の4学区別に人口推計を出している。この人口ビジョンは、国の補助金を活用し、約900万円を支出して策定しており、さらに詳細な人口シミュレーションをするとなれば、さらに多額の費用を要すると想定され、現状の総合戦略及び総合計画がある中で、新たな計画策定は必要ない。との意見がありました。

以上の審査経過により、本請願書については、起立採決の結果、起立少数により不 採択するものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

- ○議長(小松穂積) 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。進藤優子委員長【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】
- **〇教育厚生委員長(進藤優子)** 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審 査の経過と結果を御報告いたします。

議案第10号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。 本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について であります。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本法律の引用条項を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるとともに、民法及び児童福祉法の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、懲戒権に関する規定を削除することによる現場対応の変化について質疑があり、当局から、従前より園長会議等を通じ懲戒行為を行ってはならないとの共通理解を深めてきたところであり、これまでに報告された事案はない。 今後の現場対応に変更はなく、引き続き適切な保育を行うものである。との答弁がありました。

さらに委員より、乳幼児送迎車内における見落とし防止のためのブザー等安全装置の設置について質疑があり、当局から、安全装置の設置については、令和6年3月31日までの間、点呼等による代替措置を講じることでの経過措置が設けられており、本条例の対象施設であるいづみ幼稚園からは、本年4月中に設置するとの報告を受けている。さらに、今後若美地区に開設予定の小規模保育事業所も対象となることから、適切に準備を進めたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、民法及び児童福祉法の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除する とともに、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、本法律の引用条 項を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるほか、所要の改正を行

うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、安全計画及び業務継続計画の策定に向けた動きについて 質疑があり、当局から、安全計画は、現在運用しているマニュアルを基に策定する。 業務継続計画は、放課後児童クラブの運営を委託している男鹿保育会との協議等策定 に向けた取組を速やかに進めていく。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

- ○議長(小松穂積) 次に、産業建設委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】
- **○産業建設委員長(鈴木元章)** 産業建設委員会に付託になりました議案について、審 査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第15号男鹿市公園条例の一部を改正する条例についてであります。 本議案は、美里小学校前の「鵜木地区小公園」を廃止し、学校用地とするため、本 条例の一部を改正するものであり、改正内容としては、「鵜木地区小公園」の名称及 び位置の記載を削除するものであります。

鵜木地区小公園は、旧鵜木小学校の校舎跡地に、地区の方々の憩いの場や、地区間の交流の場として整備したものであるが、現在は学校の前庭及び車両等の通路としての利用が主であり、効率的な利活用を図るため、今後は学校用地として一体的に管理していくものであります。また、その他所要の規定の整備は、条例の位置表示の錯誤を改めるものであります。

本案について、委員より、「館山近隣公園」の位置表示について、改正前「133番地3ほか」を、改正後「113番地3ほか」に改めることについて質疑があり、当局から、今回の条例改正に伴い台帳等を精査したところ、「館山近隣公園」の位置としていた「133番地3ほか」の代表地番そのものの登記が存在していないことが判明したため、「113番地3ほか」と正しく改めたものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。 次に、議案第16号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであり、改正内容としては、第2条関係の別表に定める占用料の改定及び改正条例の施行前から継続する道路の占用に係る、令和5年度の占用料の額についての経過措置を設けるものであります。

なお、経過措置については、条例改正前から占用している物件について、改正後の 占用料で算定した額が前年度の1.2倍を超える場合、1.2倍の額をもって令和5 年度の占用料の額とする経過措置を設けるものであります。

本案について、委員より、電柱・電話柱等の占用料における道路法と電気通信事業 法の関係について質疑があり、当局から、男鹿市道路占用料徴収条例においては、あ くまでも上位法である道路法施行令を基にして制定・徴収しているところであり、普 通財産については、電気通信事業法を適用しているものと認識している。との答弁が ありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

- ○議長(小松穂積) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。古仲清尚委員長【予算特別委員長 古仲清尚 登壇】
- ○予算特別委員長(古仲清尚) 予算特別委員会に付託されました議案第1号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第9号)から議案第7号令和4年度男鹿市下水道事業会計補正予算(第2号)まで及び議案第18号令和5年度男鹿市一般会計予算から議案第26号令和5年度男鹿市下水道事業会計予算までの審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、去る3日及び6日並びに7日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告を申し上げます。

最初に、令和4年度補正予算関係について申し上げます。

第1点として、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、本市にとって貴重な財源であり、納税額の推移は、これまでおおむね順調に伸びていたと思われるが、ここ数年、特に今年度は2年連続の減少見込みの中、今年度の大幅な減額補正となった要因について。

第2点として、除雪費についてであります。

除雪費の予算執行に係る、今年度の稼働状況による決算見込み及び除雪単価の積算 根拠、最低保証費の内容などについて、また、除雪業者の担当路線の変更により、担 当地区が離れた場所となった場合、ロスが生じるため、効率よく実施するための行政 の介入について。

第3点として、権限移譲推進交付金の補正予算の計上があるが、本市での権限移譲 事務の年々の増加の有無及び今後の増加予想について、また、事務の推進に係る専門 職員の確保について。

第4点として、国民健康保険税の1億円以上の減額補正となっている内容及び、このことから、さらに来年度、国保税の負担増も危惧される状況に対しての考え方について。

次に、令和5年度予算関係について申し上げます。

第1点として、児童福祉施設整備事業についてであります。

一つとして、今回の、この事業の入札不調の原因の分析及び今日までの対応について。

二つとして、これまでもかかり増しとなった事業費を削減するため、議会においても協議し、事業が進められてきた中、今回の入札不調に対して、大幅な設計変更等の有無について。

三つとして、予算は2か年の継続費となったが、さらなる資材費や人件費の高騰など、負担増となる可能性があり、継続費設定額の17億9,000万円で実施できるのかどうかについて。

四つとして、今回条件付一般競争入札で行ったが、今後の再入札の予定時期及び、 この条件の範囲を広げる考えの有無について。

第2点として、「子育て環境日本一を目指した総合支援」として、非常に大きな目標を掲げ、それに対しての具体的な各事業の予算計上があるが、この予算額は日本一

という目標に対しての予算配分としては、十分といえないのではないかという考え方 について。

第3点として、「ゼロカーボンシティ」宣言により、この実現に向けて、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市では様々な取組を行うこととしているが、「ゼロカーボンシティ」の市民へのPR及び推進促進の働きかけについて。

第4点として、地域コミュニティセンター整備推進事業について、行政の力を発揮しながら、地域を導き、地域を活性化していく姿勢は極めて評価でき、とりわけコロナ禍の影響からコロナ禍以前の状態に近づけるためにも期待できるが、令和5年10月1日からスタートした際に、順調に進むものなのかどうか危惧されることについて。

第5点として、公共施設等総合管理計画がある中、令和5年度に非常に大きな施設整備等の事業が集中しており、市内企業の対応及び資材不足・資材高騰からも計画の遂行は厳しいことが予想されるが、例えば、年度をずらし実施するなどの対応はできなかったものかという考えについて。

第6点として、農業振興推進の課題で、現在の米づくりではコスト的に採算がとれない状況もあり、早急に圃場整備の計画に取り組むべきではないかという考えについて。

第7点として、多面的機能支払交付金については、農道や農業用水路を整備し、地域の活性化につなげる事業であるため、農業者はじめ、農業者以外の方々も含め、地域で必要とする事業への活用について。

第8点として、北緯40° 男鹿梨産地支援事業により、地域おこし協力隊を募集し、男鹿梨ブランドの後継者人材確保に取り組むが、こういった地域おこし協力隊事業を活用して、これまでの事業の取組から一歩進んだ形で、人材育成の部分も兼ねて取り組むべきではないかという考えについて。

第9点として、百川・樽沢地域の県道沿い滝の頭用排水路の整備について、地域としては、同排水路は、脇本バイパスの完成後、さらに脇本地区下水道整備事業の完成後に整備の検討がされる方向を想定していたが、50年ほどほとんど手つかずの状態にあるため、市としても整備計画を持つべきではないかという考えについて。

第10点として、マイナンバーカードについて、取得は任意であるものの、取組の

促進が強制的に感じられる点、システムが果たして完全なものなのかによる個人情報 漏えいの可能性が懸念される点、健康保険証としての使用に係る現場でのシステム導 入費用の点及びカードの更新手続の点について。

第11点として、マスク着用に関する3月13日からの国の方針に伴う、市内の学校、病院及び市役所などの消毒等の感染予防も含めた対応について。

第12点として、みなと市民病院の医師等修学資金について、これまでの利用実績と、利用者における現在のみなと市民病院での勤務者数の状況及び離職への対策について。また、働き方改革により、医師にも時間外労働の規定が原則適用されるが、人材の確保の面からの考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第7号及び議案 第18号から第26号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であり ます。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

- ○議長(小松穂積) これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。 (「なし」と言う者あり)
- O議長(小松穂積) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。4番安田健次郎議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番(安田健次郎議員) 私から、議案第18号令和5年度の男鹿市一般会計予算について、討論をさせていただきたいと思います。

まず第1に、本予算案は、現下の市民の中に物価高で暮らしが困難になっていることへの不満があり、支援を求めている方が多くいると思います。第2に、マイナンバーカードの取組があまりにも強引に見えることから、それぞれの二つの問題について理由を述べさせていただきたいと思います。

ただ、この二つの中身以外についての全ての予算を否定するつもりは毛頭ありま

せん。

で、特にマイナンバーカードについて若干理由を申し上げさせていただきたいと思いますけれども、一つは、取得はあくまでも法律的に任意であり、義務ではありません。これは、ポイントの付与をしたり、さらには健康保険証が廃止されるなどという話をしながら、やや私から見れば強制的に見えるような業務だったと思います。

二つ目ですけれども、マイナンバーカードを持っていない人は、資格証明書的な何か曖昧ながらも、両方併用するということになっています。決して保険証の廃止はあり得ません。そういう点では、これから両方併用するというのが今の政府の方針の中身なようであります。決して健康保険証はなくなりません。

第3に、去年は医療や災害のみの適用などという話をしながら提案してまいりましたけれども、現在は、議会で、国会で議論される中で、各種の保険料がどれだけ納められているのか、また、現在は税や各種の保険料をどれだけ納めているのか、さらに個人会計で明らかにし、所得や資産、預貯金口座等も含まれるわけでありますけれども、これらも番号でひもづけになるということも明らかにされています。これらは全くのプライバシーの侵害であると私は考えます。

まさに、この制度に関わる関連企業や官民共有で様々なもうけにされることもある という不安が市民の間にも伝わっています。完全に情報漏れは不可能だということも 明らかになっています。

しかし、市当局は、昨年も委員会をつくるとか、セキュリティーには万全を期すという答弁をなされておりますけども、決して今の問題をお話ししたように、決してセキュリティーは完璧に守られることはあり得ないということは、国でも認めていることであります。そういう点では、このマイナンバーカードの取得に対して、本当に自主性を尊重し、決して強制してはならないと考えます。

以上の観点で本予算案についての反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

終わります。

〇議長(小松穂積) 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がありました議案第18号令和5年度男鹿市一般会計予算についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(小松穂積) 起立多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可 決されました。

次に、請願第6号(仮称) 男鹿市人口減少克服行動計画の策定による人口減少対策の抜本的強化に係る請願を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立少数であります。よって、請願第6号は不採択されました。 次に、議案第1号から第17号まで及び議案第19号から第26号までを一括して 採決いたします。本25件に対する委員長の報告は可決であります。本25件は、各 委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第17号まで及び議案第19号から第26号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第27号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第27号を上程

○議長(小松穂積) 日程第2、議案第27号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

〇市長(菅原広二) ただいま議題となりました補正予算について、提案理由の御説明 を申し上げます。

議案第27号の一般会計補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、同感染症による重症化を予防するため、特に重症化リスクの高い高齢者等への優先接種を実施するとともに、全市民を対象とした接種機会の確保に要する経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億3,170万円を追加し、補正後の予算総額を177億3,570万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜 りますようお願い申し上げます。

○議長(小松穂積) 次に、議案の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長(八端隆公) それでは、議案第27号令和5年度男鹿市一般会計補正 予算(第1号)について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,170万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億3,570万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと0.7パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正でありますが、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

16款国庫支出金は、1億3,170万円の追加でありますが、1項国庫負担金は、5,738万7,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。2項国庫補助金は、7,431万3,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

以上の結果、歳入合計は、1億3,170万円を追加し、予算の総額を177億3,570万円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源 6 6 . 8 パーセント、特定財源 3 3 . 2 パーセントであります。

次に、歳出であります。

事業の内容でございますが、配付しております「令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)案の概要について」を御覧願います。

接種方針は、追加接種可能な全ての年齢の方を対象として9月から12月に1回接種するもので、そのうち65歳以上の高齢者など重症化リスクが高い方、医療機関・高齢者施設などに従事している方について、5月から8月に前倒ししてさらに1回接種を行うものであります。

小児・乳幼児は接種開始が遅かったことから、令和4年度からの接種を継続するもので、初回接種についても当面継続するものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページに戻っていただきたいと思います。

2款総務費1項総務管理費は、44万円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業で任用する会計年度任用職員の任用期間を延長することに伴う社会保険料事業主負担分であります。

4款衛生費1項保健衛生費は、1億3,126万円の追加で、新型コロナウイルスワクチン集団接種従事謝金及び接種予約受付等業務委託料などであります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様、1億3,170万円を追加し、予算の総額を 177億3,570万円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費62.1パーセント、投資的経費17.2パーセント、その他の経費20.7パーセントであります。

以上をもちまして、議案第27号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)の 説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願 いいたします。

○議長(小松穂積) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員 会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付 託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり 可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第28号から第33号までが提出されました。この際、本6件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第28号から第33号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第3、議案第28号から第33号までを一括して議題といたします。

【職員朗読】

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第31号 教育委員会委員の任命について

議案第32号 人権擁護委員の推薦について

議案第33号 人権擁護委員の推薦について

○議長(小松穂積) 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました人事案件6件について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第28号から議案第30号までは、本市固定資産評価審査委員会委員の 天野綾子氏、中田和彦氏及び齊藤葵氏の3氏が本年5月10日をもって任期満了とな ることから、引き続き3氏を委員に選任したいというものであります。

次に、議案第31号は、本市教育委員会委員の三浦良忠氏が本年5月10日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に任命したいというものであります。

次に、議案第32号及び議案第33号は、本市人権擁護委員の村井美保子氏と吉田 さみ子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として小玉由 紀氏と佐藤美香氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小松穂積) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本6件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。天野綾子氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、同意 することに決しました。

次に、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。中田和彦氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、同意 することに決しました。

次に、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。齊藤葵氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第30号については、同意 することに決しました。

次に、議案第31号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。三浦良忠氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、同意 することに決しました。 次に、議案第32号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。小玉由紀氏の 人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第33号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。佐藤美香氏の 人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第11号及び第12号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第11号及び第12号を一括上程

○議長(小松穂積) 日程第4、議会案第11号会計年度任用職員の処遇改善に向けた 法改正と雇用安定を求める意見書及び議会案第12号「特定商取引法平成28年改正 における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書を一括して議題と いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提 案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の

説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第11号及び第12号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議会案第11号及び第12号は、原案のとおり可決されました。

会計年度任用職員の処遇改善に向けた 法改正と雇用安定を求める意見書

恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き暮らすことが可能な職に位置付けられるべきだと考えます。

全国平均でも4割を超える会計年度任用職員がいなければ、公共サービスは維持できなくなっています。その待遇は、会計年度ごとの採用に加えて低賃金で、働き手としての尊厳も守られていません。また、会計年度任用職員は地元住民でもあります。 将来にわたり生活基盤を持つ職員を不安定で低賃金のままにしては、地域経済にも悪影響を与えます。

以上をふまえ、地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直 しを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 会計年度任用職員の雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

- 2 上記の検討が終わるまでは、継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」をやめ、希望者が安心して働くことができるような方策をとること。
- 3 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差 の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組むため、必要な財源の確保に ついて特段の配慮を行うこと。

令和5年3月16日 秋田県男鹿市議会 議 長 小 松 穂 積

内閣総理大臣 岸田文雄 殿総 務 大臣 松本剛明 殿財 務 大臣 鈴木俊一 殿厚生労働大臣 加藤勝信 殿内閣官房長官 松野博一

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく 同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法(以下「特商法」という。)の2016年(平成28年)改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年(令和4年)12月に同改正法の施行から5年の経過を迎える。令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。

超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が

必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年(令和4年)4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。

以上、地方自治法第99条の規定の規定に基づき、意見書を提出する。

記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、および事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、および権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、 相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること、およ び規制を強化すること。

令和5年3月16日 秋田県男鹿市議会 議 長 小 松 穂 積

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 殿
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

河 野 太 郎 殿

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、

議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

継続審査事件の承認

○議長(小松穂積) 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第110条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、令和6年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のと おり、所管事項の審査及び調査は、令和6年3月定例会まで閉会中の継続審査とする ことに決しました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議員派遣の件

○議長(小松穂積) 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、御配付いた しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとお

り、議員を派遣することに決しました。

○議長(小松穂積) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時07分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員